

日南振徳高等学校

「いじめ防止基本方針」



宮崎県立日南振徳高等学校
令和7年4月1日

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1
(1) いじめの認知	
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置	1
(1) いじめ問題対策委員会の構成員	
(2) いじめ問題対策委員会の活動	
2 いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置等に向けた取組	1
(1) いじめの防止に向けた取組	
(2) いじめの早期発見に向けた取組	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめ解消の判断	
3 重大事態への対応	4
(1) 宮崎県教育委員会への報告	
(2) 説明責任の遂行	
4 その他の留意事項	4
(1) 組織的な指導体制	
(2) 校内研修の充実	
(3) 校務の効率化	
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の確認・充実	
(5) 関係機関との連携	
第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の改善と必要に応じた見直し	5
(1) 基本方針の見直し期間	
(2) 基本方針の公開	
資料1	6
・学校いじめ防止プログラム	
資料2	7
・学校におけるいじめの防止の為の職務別ポイント	
(1) いじめの防止のための措置	
(2) 早期発見のための措置	
(3) いじめに対する措置	
① 情報を集める	
② 指導・支援体制を組む	
③-A 子供への指導・支援を行う	
③-B 保護者と連携する	
資料3	10
1 学校生活の中で見られるいじめのサイン	
(1) いじめられた生徒のサイン	
(2) いじめた生徒のサイン	
資料4	12
1 家庭生活の中で見られるいじめのサイン	
(1) いじめられた生徒のサイン	
(2) いじめた生徒のサイン	
資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）	13
資料6 いじめ認知チェックフロー	14
別紙1 年間を通していじめ防止指導計画	15
別紙2 いじめ相談の窓口について	16

はじめに

本校は、「日南振徳高等学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、校長のリーダーシップのもと全教職員で安心安全な学校づくりを推進するため、いじめの防止に対し学校として、次のことに組織的・継続的に取り組みます。

(1) いじめ認知後の対応

いじめを認知した場合、いじめの軽重にかかわらず、加害・被害生徒の保護者に対して丁寧に説明を行うとともに、加害・被害生徒及び傍観者への指導を丁寧に行う。

(2) 研修の実施

職員研修及びいじめの防止に向けた学級活動を各学期行い、いじめに対する毅然とした態度を醸成し、いじめを許さない学校風土をつくる。

(3) 生徒の学習活動

規範意識及び仲間づくりをはじめとするソーシャルスキルの醸成、いじめが招く重大事態等、及び傍観者が加害の一端を担っているという意識を持たせる授業を専門家を招いて実施する。

(4) 情報共有

全生徒の支援計画（カルテ）を作成し情報を共有することで、いじめの未然防止に役立てる。また、いじめ問題対策委員会内だけにとどまらず、全教職員に対し情報共有を確実に行う。

(5) 個々の事情を抱える生徒への対応

個々の事情を抱える生徒のいじめについては、専門家の意見を踏まえて適切な指導や支援を行う。

(6) 信頼関係の構築

生徒がいつでも相談しやすい環境をつくり出し、生徒の変化に気づけるようにする。また、教職員と生徒との信頼関係を構築することで「自らSOSを出す力」を醸成していく。

(7) いじめ解消の判断

いじめ解消の判断をする場合、国のガイドラインに従って解消することはもちろんであるが、あくまでいじめられた本人の心身の状況に鑑み再発する可能性があることも踏まえ、慎重に判断することとする。併せて、いじめ解消後の継続的な見守りを確実に行っていく。

(8) 組織的な対応

いじめが発生した場合は、校長のリーダーシップのもと組織的に対応する。また、校長は県教育委員会や当該保護者との連携を密に行い、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣を速やかに要請する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

（1）いじめの認知（資料6）

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ問題対策委員会」という）を活用して行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- 全教職員が、いかなるいじめ問題も軽視することなく、いじめを受けている生徒を守ることを最優先し、迅速に対応します。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという事實を正しく理解し、いじめ問題に対して適切に対応します。
- 「いじめ問題は人権問題である」と捉え、「いじめは絶対に許さない」という強い意志で「いじめゼロの学校」を目指します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、月1回の定期例会の開催のほか、いじめ事案の発生時などに適宜開催する。

（1）いじめ問題対策委員会の構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談支援部主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、人権同和教育推進リーダー、養護教諭、（その他関係職員）

（2）いじめ問題対策委員会の活動

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- ② 年間指導計画の作成
- ③ 学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルの作成とその実施状況の確認
- ④ 校内研修会の企画・立案
- ⑤ 調査（学校生活アンケート等）の結果・報告等の情報整理及び分析
- ⑥ いじめが疑われる案件の事実確認・認知・対応方針の決定

2 いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置等に向けた取組

（1）いじめの防止に向けた取組

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切であると考え、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる活動に取り組む。

① 生徒が主体となった活動

- ア 学校行事（歓迎遠足、クラスマッチ、振徳祭等）
- イ 委員会活動
- ウ 部活動
- エ ホームルームでの話合い活動（クラス会議等）
- オ ボランティア活動

② 教職員が主体となった活動

- ア 生徒一人ひとりの実態に応じた「わかる授業」の実践
- イ 職員相互の授業研究会
- ウ 学校生活全般（友人関係、学習面や進路等）に関する個人面談期間の設定
- エ 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育
- オ 各種集会（全校集会、学科集会、学年集会等）での講話
- カ 外部講師による講演会
- キ いじめに関する職員研修

（2）いじめの早期発見に向けた取組

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であることから、日頃の生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく早期に発見し、早期の対応に取り組む。

① いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、保護者、職員で共有する。

- ア 生徒の発する具体的なサイン（資料3・4）を作成し、PTA総会等で情報を発信し共有する。

イ 教職員や保護者が具体的ないじめのサイン（資料3・4）で定期的な確認を行う。また、面談やアンケートにおいて、「いじめがある」と回答した生徒に対しては、いじめの様態や事実関係の確認を踏まえ、いじめの認知について判断するものとする。

② 定期的な教育相談期間の設定と、生徒が相談しやすい環境を整備する。

- ア 個人面談期間の設定（学期1回）

イ いじめ相談の窓口の周知（PTA総会）

・校内では、担任や副担任、教育相談担当職員を窓口とする。

・面接及び電話により受け付ける。（別紙2参照）

③ 定期的なアンケート調査を実施し、集計結果を教職員で情報共有するとともに個別の聴き取り面談を行い、生徒自身の希望に添うような具体的な対応を検討する。

ア 学校独自のアンケート

・「学校生活アンケートI（ASSESS）」（記名式：6月・11月）

・「学校生活アンケートII（いじめ関係）」（記名式：6月・11月・2月）

イ 県下一斉のアンケート（無記名式、10月）

「いじめ・に関するアンケート」・「携帯電話・スマホなどについてのアンケート」

④ いじめ問題対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等の持っているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図り、いじめの予防に務める。

ア 職員会議、学年会、学科会、教科担任会での情報共有

イ 進級時の引き継ぎ

ウ 過去のいじめ事例の共有（事例内容と具体的な対応等）

（3）いじめに対する措置

いじめの発生が確認されたとき（疑いを含む）は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。

① 留意事項

ア いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速な対応を行う。

イ いじめた生徒、観衆、傍観者等に対しても、いじめに関する基本的な考え方や互いに認め合いながらいじめ問題を解決するための指導を行う。

ウ いじめの解決に向けては、特定の教職員が抱え込みず、学年・学科及び学校全体で組織的に対応する。

② いじめの発見・報告・通報を受けたときの対応

ア 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をやめさせる。

イ いじめられている生徒や、通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

ウ 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について、生徒指導主事（「いじめ問題対策委員会」を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに連絡する。

③ 情報の共有、対応方針の決定

ア 上記②の情報を受けた生徒指導主事等及び管理職は、直ちに委員会を開催し、関係学科主任及び関係職員も含め情報の共有化を図り、対応方針を協議し決定する。

④ 事実関係についての調査

ア いじめ問題対策委員会において調査方法を決定する。

イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合、校長は県教育委員会へ直ちに報告する。

ウ 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ問題対策委員会の職員のほか、生徒との関係に配慮し職員を選任する。

エ 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を臨時に行う。

※アンケート調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者にその情報を提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

⑤ いじめの認知及び解決に向けた指導及び支援

ア 事実関係が把握された時点で、いじめ問題対策委員会において、いじめの認知について協議を行う。いじめと認知された場合、指導及び支援の方針を決定する。

イ 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ問題対策委員会で決定する。

ウ 指導や支援については、いじめ問題対策委員会の委員や学年・学科職員と連携して組織（チーム）で対応する。

エ 解決を第一に考え、被害生徒及び加害生徒の保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有（連絡）を行う。

オ 専門的な支援などが必要な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し組織的に対応する。また、事案の内容によっては、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

⑥ 関係機関への報告・連絡・相談

ア 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。

イ 深刻ないじめや暴力行為等において、生命や身体財産への被害があるなど、犯罪行為の可能性がある場合には、所轄警察署（日南警察署）へ通報し、警察署と連携して対応する。

ウ 円滑な連携を図るために、日頃から警察等の関係機関の担当者との関係を築き、いじめ問題について、積極的に連絡・相談する。

⑦ 継続指導・経過観察

ア 全教職員で見届けや見守りを継続的に行い、いじめの再発防止に努める。

(4) いじめ解消の判断

いじめの解消の判断は、以下の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、この2つの要件に限定せず、必要に応じて、それぞれのケースに応じて、その他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等から、更に長期間にわたっての経過観察が必要と判断される場合は、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。全教職員はいじめを訴えた生徒の様子を含め状況を更に長期間注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身に苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保

護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対応

(1) 宮崎県教育委員会への報告

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（「宮崎県いじめ問題対策委員会」）に協力する。

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 など
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速な調査結果により判断する。

(2) 説明責任の遂行

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で説明する。

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ問題対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織（チーム）で対応する。

(2) 校内研修の充実

基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人の指導力やいじめに対する毅然とした態度を育成するための研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の確認・充実

いじめの防止や早期発見・実態把握等のいじめ問題に対する取組状況など、学校における取組状況を確認するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- イ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

- ア 生徒・保護者との面談
 - イ 生徒の家庭での生活、環境の状況把握
 - ウ 教職員への指導・助言
- ④ 行政関係（市の子ども課・福祉課等）との連携
- ア 家庭支援員や社会福祉協議会等との連携
 - イ 家庭の養育に関する指導・助言
- ⑤ 医療機関との連携
- ア 精神保健に関する相談
 - イ 精神症状についての治療、指導・助言

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の改善と必要に応じた見直し

（1）基本方針の見直し期間

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の内容を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

（2）基本方針の公開

学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。